

令和8年度 福岡小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめはどこにでもあることと捉え、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童に関わる問題であると考え、私たち教師は、全校児童が安心して登校し、学習やその他の活動に取り組むことができるよう努めなければならない。そのため、いじめ防止等のための対策は、学校内外を問わず（インターネットを通じて行われるものを含む）、いじめが行われなくなるようにする必要がある。

いじめの防止等のための対策は、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行い、全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置するということがないようにする。いじめを受けた児童がいじめられたと感じたとき、それを「いじめ」と捉え、その児童の生命及び心身を保護することが重要であることを認識する。そして、特定の教師の判断でいじめの対応をすることなく、学校全体で組織的に対応していくようにする。

いじめを未然に防止したり、早期に解消したりすることは、児童の成長・発達、ひいては人間形成にとって極めて重要である。全教職員の共通理解を図り、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服していく。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教師が抱え込むことのないよう、組織的に対応する。

「いじめ対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、校務主任、いじめ対策担当教員、生活指導担当教員、スクールカウンセラー、関係教員、養護教諭等で構成する。また、必要に応じてその他関係機関も組織に加わることとする。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・定期的に情報交換をする場を設け、いじめ事案、いじめの疑いがあるもの等、共通理解を図って意識啓発するとともに、多くの目で対象児童を見守るようにする。
- ・生活アンケートや学校評価アンケートの結果の集約、分析、対策の検討を行い、効果的ないじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、通信やホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価アンケートの結果等を発信する。
- ・いじめの実態について民生委員や児童委員と定期的に情報交換する場を設け、継続していじめに関する情報を共有する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめ事案が発生した場合（疑いがある場合も含む）、いじめ対策委員会を開き、適切な対応ができるように検討する。
- ・いじめ対策委員会で決定したことを受け、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、いじめ・不登校対策委員を中心に、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

(2) いじめ相談電話等、外部の相談機関

- 24時間いじめ相談ダイヤル「こどもSOSいじめほっとライン24」 ☎0120-0-78310
- キッズ岡崎こころの電話相談 ☎0564-83-5660（火～金 12:00～19:00、土 12:00～16:30）
- 教育相談こころの電話 ☎052-261-9671（年末年始を除く毎日 10:00～22:00）
- 子どもの人権 110 番（法務省） ☎0120-007-110（月～金 8:30～17:15）

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) 未然防止の取り組み

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 学級集団適応心理検査を実施し、結果に基づいた個人や集団の分析の精度を高め、対応策の検討に効果的に結びつける。

(2) 早期発見の取り組み

- ア 生活アンケートや教育相談を定期的実施（学期2回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。その内、学期に1回は保護者を対象としたアンケートとし、保護者の気づきが学校に届くようにする。また、生活アンケートを実施しない月に自死予防アンケートを実施する。自死予防アンケートは担任以外の職員にも相談できる機会を兼ねるものとする。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、福祉相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

【ネットいじめに関わる指導内容】

- ・ 誹謗中傷を書き込むことはいじめであり、画像を無断でアップすることは肖像権の侵害で、許される行為ではないこと。
- ・ 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

〈書き込み等削除手順〉

- ① 掲示板などのアドレスを記録し、状態を印刷するか撮影指摘録を残す。
- ② 掲示板等の管理人に依頼する。または掲示板プロバイダに依頼する。
- ③ 削除されない場合は、警察・法務局に相談する

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」(別紙)に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開き、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、加害児童、関係児童双方の保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、保護者への教職員による取り組み評価及び学校評価アンケートを年に1回実施し、いじめ対策委員会がいじめに関する取り組みの検証を行う。
- (3) 職員間では、毎週行う打ち合わせで情報共有を図る。
- (4) 学年間の授業交換や教科担任制、役職による授業を増やすなどし、複数の教員で子供たちに関わり、未然防止に努める。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止にも取り組む。
- (4) 中学校区における児童生徒健全育成協議会を開催し、いじめ防止に向けた取り組みも協議事項とし、各小中学校における取り組みやいじめの現状を伝え、協議会の委員から助言を受ける。

【重大事態の対応フロー図】

